

社会医療法人 敬愛会 通所リハビリテーションちばな 運営規程

（事業の目的及び運営の方針）

第1条 事業の目的及び運営の方針については下記に定める。

- 1 社会医療法人敬愛会（以下「事業者」という）が開設する通所リハビリテーションちばな（以下「事業所」という）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）を提供することを目的とする。
- 2 指定リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行なうことにより、利用者に心身の機能の維持回復を図る。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行なうことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第2条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 通所リハビリテーションちばな
- 2 所在地 沖縄県沖縄市字登川 566 番地

（従業者職種、員数及び職務内容）

第3条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、下記に定める。

1 職種、員数

管理者 1 名、医師 1 名以上、看護師 1 名以上、理学療法士 3 名以上、
介護福祉士 8 名以上、介護助手 1 名以上 とする。

2 職務内容

管理者（責任者）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を統括する。

医師

医師は、利用者の健康管理を行う。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の利用者に対し、リハビリテーションの計画を作成し良質のリハビリテーションを提供する。更に提供したリハビリテーションを個別に評価し漠然としたリハビリテー

ション提供とならないよう努める。

看護師

看護師は、利用者の心身の状態を把握し、血圧測定・体温測定・体重測定を行い、医師及び理学療法士に報告し記載する。又、入浴介助・送迎等を行う。

介護福祉士、介護助手

介護福祉士、介護助手は、利用者の日常生活動作の援助指導を行う。

利用者の社会的交流を促すべくレクリエーション等のプログラムを提供し心身機能の維持に努める。

（営業日、営業時間）

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日とする。
- 2 営業時間 8時から17時までとする。
サービス提供時間は以下の①～④とし一体的に提供する。
 - ① 8：30～16：00
 - ② 9：00～10：20
 - ③ 10：25～11：45
 - ④ 14：00～15：15
- 3 休業日 日曜日、年始（1月1日から1月2日まで）

（事業の利用定員）

第5条 利用者の定員は次のとおりとする。

- 1 1単位70名の利用者数とする。

（事業の内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 事業の内容は次の通りとする。

- 1 ①機能訓練
②入浴（一般浴・ストレッチャー浴）
③食事の提供
④健康チェック
⑤送迎
⑥リハビリテーションマネジメント（介護給付）
⑦短期集中個別リハビリテーション（介護給付）
⑧認知症短期集中リハビリテーション（介護給付）
⑨重度療養管理（介護給付）
⑩口腔機能向上（介護給付・介護予防）
⑪運動器機能向上（介護予防）

2 利用料その他の費用の額

利用料については、法定代理受領サービスである指定通所リハビリテーション（指定介護予防通

所リハビリテーション)に係る利用料(介護報酬の負担割合による)を徴収する。

その他の利用料については、次の額を徴収する。

(1)昼食代 500 円

(2)その他特別食を提供した場合、その自費相当分

(3)介護予防通所リハビリテーションにて介護保険外で利用希望があった場合、その自費相当分

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 サービスの実施地域は、沖縄市・嘉手納町・うるま市(旧具志川市、旧石川市)の区域

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 8 条 従業者は利用者に対し従業員の指示に従ってサービス提供を受けて貰うよう指示を行なう

従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行なう

(1)主治医からの指示事項等がある場合には申し出る

(2)気分が悪くなった時には速やかに申し出る

(3)共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。

(4)利用予定日に利用をキャンセルする場合、午前 9 時 30 分までに申し出る。

(非常災害対策)

第 9 条 事業所は防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的防災計画を作成し、定期的(年 2 回)に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(秘密保持)

第 10 条 従業者は、その業務上知り得た利用者又は家族の個人情報を保持する。

- 1 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の個人情報について、従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報を保持するべき旨を、従業者との雇用契の内容とする。
- 2 従業者は、利用者に係わるサービス担当者会議等において連携を取るなどの正当な理由がある場合、必要最低限の利用者またはその家族の個人情報を用いることができるものとする。
- 3 通所リハビリテーション計画書を作成するにあたり、必要な最低限度の個人情報についても他機関から得ることができるものとする。その場合も正当な理由なく第三者に漏洩することがないよう細心の注意を払うものとする。

(苦情解決)

第 11 条 事業者は、提供した指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口の設置等必要な措置を講じるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 事業者は、事業の提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた際には、必要に応じて臨時応急手当を行なうとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行なうこととし、しかるべき処理をした場合、速やかに管理者(責任者)に報告しなければならない。

- 1 事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、必要な損害賠償を速やかに行うものとする。

損害保険会社名 （株）損害保険ジャパン

（虐待防止に関する事項）

第 13 条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （2）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及する為の研修の実施

（従業者の禁止行為）

第 14 条 従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行わないこととする。

- 1 医療行為（但し、医師が行なう場合を除くほか、看護職員、理学療法士等が行なう診療の補助行為を除く）
- 2 利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書、書類などの預かり
- 3 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 4 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 5 その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- 6 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第 3 者等の生命や身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除く）

（衛生管理）

第 15 条 衛生管理について次の通りとする。

- 1 事業者は、利用者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について 衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう務める。

（その他運営に関する重要事項）

第 16 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また学会及び研修等へ参加をさせるものとする。

- 1 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 2 事業所は、利用者等に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、サービスを終了した日から 5 年間保存するものとする。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人敬愛会と事業所の管理者との協議に基

づいて定めるものとする。

付則

この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。(管理者代行変更)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(管理者代行変更)

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。(第 4 条のサービス提供時間)